

令和7年度瑞穂市障害者就労施設等からの物品等の調達方針



《SDG 8 グローバル指標 8.5》

2030 年までに、若者や障がい者を
含むすべての男性及び女性の、完全
かつ生産的な雇用及び働きがいのあ
る人間らしい仕事、並びに同一労働
同一賃金を達成する。



SDG 17 目標：持続可能な開発目標

令和7年3月

令和 7 年度瑞穂市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 方針の目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「優先調達推進法」という。）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、瑞穂市における障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための令和 7 年度の方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市の全ての部局（以下「適用部署」という。）が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象とする障害者就労施設等は、以下のとおりとする。

（１）優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A 型及び B 型）

カ 小規模作業所

② 障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社（特例子会社）の事業所

イ 重度障害者多数雇用事業所

次の 3 つの項目、いずれにも該当する事業所

(ア) 障害者の雇用者数が5人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

③ 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
(在宅就業障害者)

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

(2) 障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱に基づき、認定・登録された障害者雇用努力企業及び小規模作業所等

4 調達物品等

本市において重点的に調達を推進すべき物品等は、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・食品類(まんじゅう、おはぎ、クッキー、飴、ケーキ等)
- ・生活雑貨(軍手、キーホルダー、ストラップ、刺繍製品(ハンカチ・帽子・Tシャツ・ポロシャツ等)、プリント製品(Tシャツ、ポロシャツ等)、手提げ袋等)
- ・印刷物等(チラシ、パンフレット、封筒、冊子等)
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・袋詰作業
- ・組立作業
- ・印刷物等作成作業
- ・ペットボトル破砕作業
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 物品等の調達の目標

優先調達の目標 3,800,000円

6 調達における基本的な事項

優先調達法の趣旨を理解し、適用部署において調達している物品等の調達を見直し、また、調達する物品等を限定することなく、障害者就労施設等からの調達の目標金額を達成するため全庁的に取り組むものとする。

(1) 随意契約等の活用

障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないように努めるなど、調達にかかる競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等の関係する規定に従い、随意契約を活用した優先的な調達を行うものとする。

(2) 各種イベント等での障害者就労施設等の販売スペースの確保の配慮

市及び市の関係団体が実施する各種イベント等において、そのイベント等の開催趣旨などを考慮したうえで、障害者就労施設等が供給可能な物品の販売スペースの確保に努めるものとする。

(3) 計画的な発注と施設等に配慮した納期の設定

物品等の調達にあたっては計画的に発注を行うとともに、障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めるものとする。

7 調達方針の作成及び公表

令和7年度の調達方針を令和7年3月末日までに作成し、公表するよう努めるものとする。

8 調達実績の公表

この調達方針に基づき、調達した物品等の令和7年度の実績の概要は、令和8年6月末日までに取りまとめ、公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉生活課とする。